

内子町役場 ☎ 0893(44)2111  
 内子分庁 ☎ 0893(44)2112／小田支所 ☎ 0892(52)3111  
 内子町ホームページ ☎ <http://www.town.uchiko.ehime.jp/>

## 松山自動車道夜間通行止めのお知らせ

### ■大洲北只 IC

～西予宇和 IC間

規制日時 10月12日(火)

14日(木)の午後8時～翌午前6時

### ●迂回路

国道56号

### ■松山 IC～大洲 IC間

規制日時 10月18日(月)

21日(木)の午後8時～翌午前6時

### ●迂回路

県道伊予川内線・国道56号

### 【問い合わせ】

西日本高速道路株四国支社  
愛媛高速道路事務所

☎ 089(905)0181

□ <http://www.w-nexco.co.jp/construction/>

9月24～30日は  
「結核予防週間」です

結核は過去の病気ではありません。高齢者や腎不全・糖尿病などの免疫力が低下する疾患を持つ人は特に注意が必要です。せきが2週間以上続く、痰が出る、胸が痛いなど、気になる症状があればすぐに

### ●日時

10月3日(日)  
午前10時～午後3時

## 法務局くらしの相談所 を開設します

土地・建物・会社などに関する登記、戸籍、供託、人権問題など、法務局で取り扱う事務全般に関する相談を受け付けます。相談料は無料で、秘密は厳守します。

自賠責保険・共済の有効期限切れに注意

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付き自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です。有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。

四国運輸局 愛媛運輸支局  
☎ 0889(956)1563

自動車の使用者は、日常点検や定期点検を確實に行い、適切な保守管理を行う責任が法律で定められています。日ごろからこまめに点検・整備を行いましょう。

### 【問い合わせ】

受診しましょう。また、年に一回は健診を受けましょう。

【問い合わせ】

八幡浜保健所 ☎ 0894(22)4111

9月・10月は「自動車点検整備推進月間」

## 特定計量器の定期検査

取引や証明に「特定計量器(はかり)」を使用している人は、計量法により2年に1度の検査が義務付けられています。合格シールのないはかりは、原則として使用できません。

前回検査を受けた人は、後日郵送される通知書をご覧の上、受検してください。また、当日都合が悪い場合は、最寄りの会場にて必ず受検してください。なお家庭内で使用しているヘルスメーター・キッチンスケールなどは検査不要です。

### ■検査日程

実施日	時 間	検査会場
10/4 (月)	午前10時～11時30分	J A 愛媛たいき 大瀬支所
	午後1時～3時	内子分庁
5(火)	午前10時～午後3時	内子分庁
6(水)	午前10時～午後3時	内子町役場 (本庁)
7(木)	午前10時～11時30分	J A えひめ中央 田渡経済センター
	午後1時～2時30分	J A えひめ中央 参川経済センター
8(金)	午前10時～午後2時	小田林業センター

### 【問い合わせ】

○産業建設課 産業振興班

○愛媛県計量検定所

☎ 089(947)4001